

処遇改善加算を取得していない訪問介護事業所の皆さまへ

※入れ違いでの送付となりましたらご容赦ください

処遇改善加算の取得がとても簡単になりました

全事業所の**9割超**がすでに**処遇改善加算**を取得済みです。
未取得の事業者様は、この機会にぜひ手続きをしてください。

加算額の配分
対象についての
要件などを
大きく緩和！

介護現場で働く方の処遇改善のため、令和6年6月から、
処遇改善加算がわかりやすく・取得しやすくなりました。

現在処遇改善加算を取得していない事業所では、
新しい「**処遇改善加算Ⅲ**」（訪問介護では加算率18.2%）の取得が、
簡単でおすすめです。



事業所のメリット

職員の**満足度UP!**
新規採用・定着促進
に役立つ！

職員のメリット

介護職員1人当たり
月額4万円以上の
処遇改善が可能！



利用者のメリット

なじみの職員が働き続けられる環境の整備を
通じて、人手不足を心配せず、良質なサービ
スを受け続けられることにつながります



裏面の「手順」にしたがって、
別紙①の計画書を作成し、自治体に提出ください！



加算取得の手順

ステップ

1

別紙①の書類を作成

電子申請を行う場合：
右下の二次元コードから
様式のExcelファイルをダウンロード

様式の記入に
かかる目安の
入力時間
1時間

計画書の
入力項目は
従来の
3分の1

ステップ

2

市区町村窓口※に、別紙①を郵送またはFAXで送信

※別紙①に提出先を記載してあります

電子申請を行う場合：各自治体のHPから提出先をチェック

令和6年6月分から取得する場合の締切：**6月15日**

⇒提出後、必要があれば自治体から折り返します

(できるだけ早期のご提出が確実です)

ステップ

3

6月分から処遇改善加算Ⅲが算定可能に。
介護報酬の請求の際、あわせて加算も請求

ステップ

4

6月分の加算額は8月に振り込み。
加算額をもとに、職員の賃金改善をお忘れなく！

令和6年5月分から取得する場合や、処遇改善加算Ⅲ以外の加算区分を取得する場合：右下の二次元コードからExcelファイルをダウンロードし、記入方法の解説動画を参考に、作成・提出してください
(5月分から取得する場合の締切：5月15日)

ご不明点やご相談は専用窓口にお気軽にお電話ください
土日もご利用いただけます

厚生労働省 相談窓口

050-3733-0222
9:00～18:00 (土日含む)

